更新日:令和5年12月13日

~よくあるお問い合わせ~

【全体】

- ① 令和 4・5 年度に粕屋町に入札参加資格審査申請の登録がある場合は、「継続申請」から手続きを行うのか?
- ⇒今回は新しいシステムでの受付けとなるため、すべての事業者様は「新規申請」として ユーザー登録から手続きいただくようお願いいたします。
- ② ユーザー登録をしたが、メールが届かない場合はどうしたらよいか?
- ⇒役場にご連絡いただければ「受付番号」「仮パスワード」を電話またはメールで教えます。
 - ※Gmail をご利用の場合、メールが受信できない場合があります。その場合は他のメールアドレスを検討ください。
- ③ 個別情報の「業者番号」は何を記載したらよいか?
- ⇒受付完了時、粕屋町が付番する番号となりますので、現段階では「000000000 (9 桁) と仮の数字で入力をお願いいたします。
- ④ 添付ファイルの容量がオーバーした場合はどうしたらよいか?
- ⇒資料のかがみ(1 枚でも可能)だけを添付して、粕屋町役場にメールで別途、資料の送付をお願いします。(送付先: kanzai@town.kasuya.fukuoka.jp)または、『添付ファイル●●』となっているファイル登録先に、入りきらないファイルを添付してアップロードすることも可能です。
- ⑤ 行政書士が代行で申請をする場合、ユーザー登録時の「ユーザーID」「申請担当者メールアドレス」は行政書士が任意で決めてよいか?
- ⇒ユーザー登録時のユーザーID やメールアドレスは今後、粕屋町が入札参加資格審査申 請に関する通知等を送る際に利用するため、登録する業者様と協議の上、入力してくだ さい。
- ⑥ 「戻る」を押した際に表示される「現在入力中の内容は保存されません。前の画面に 戻ってもよろしいでしょうか?」が表示される場合はどうしたらよいか?
- ⇒ 登録ボタンを押した後であれば保存はされているため、「OK | を押してください。

⑦ 「電子入札システム利用者登録用ユーザ ID」「電子入札システム利用者登録用パスワード」は何を入力するのか?

⇒次年度より粕屋町で導入予定の電子入札システムを利用する際に使用するものになりますので、ユーザーID とパスワードを事業者様の方で決めていただきますようお願いいたします。(半角、全角問わず、英字と数字を 1 字以上組み合わせてください。また、パスワードについては 6 桁以上の設定が必要となります。)

なお、今回入力したユーザーID とパスワードは変更申請をすれば変更可能となっております。

- (注)入札参加資格受付システムのユーザー登録時の ID とパスワードとは別のものになります。
- ⑧ 令和 6・7 年度有効分の受付フォームの画面が出てこない、または前回分の入札参加資格審査申請時の画面が表示されるが、どうしたらよいか?
- ⇒キーボードの「F5」ボタンを押してページの更新をお願いいたします。
- ⑨ ユーザ登録の際の ID は何を入力したらよいか。
- ⇒事業者様側で決めていただきますようお願いいたします。
- ⑩ 一度設定した ID やパスワードは変更可能か。⇒パスワードはログイン後の画面から変更可能ですが、一度設定された ID については変更することができません。
- ① 許可証や経営事項審査について、令和6年4月1日以降に有効なものとあるが、現在 更新手続き中で令和6年3月末までの有効分しか提出できない場合は?
- ⇒「提出書類等確認表」の備考欄にその旨を記載していただき、現在お持ちの書類を提出 してください。
- ② 印鑑証明書や未納のない証明等について、添付するファイルのデータは原本でなく写しでもよいか。
- ⇒写しで問題ありません。
- ③ 途中まで登録を進めており、再開したいがどうしたらよいか。(「一時ファイル保存」 「一時ファイル読込」をしていない場合)
- ⇒ログイン後、「申請書修正」から入っていただくようお願いします。
- ⑭ 「個別情報」の「委任先営業所」は何を選択したらよいか。
- ⇒「新規申請登録(●●)」入力画面にて入力いただいた「委任先(契約先)情報」から、 契約先となる営業所等を選択してください。

- ⑤ 「個別情報」の「地域区分 1」は何を選択したらよいか。
- ⇒登録する事業所(委任する場合は委任先)の区分が当てはまるところを「町内」「県内」「県外」「JV」から選択してください。例えば、粕屋町内に事業所がある場合は「町内」、福岡県内の粕屋町外にある場合は「県内」となります。
- (16) 申請書提出(確認)ボタンを押すとエラー表示が出た。

⇒申請に必要な情報の入力や添付ファイルの登録等が完了していない場合エラーメッセージが表示されます。よくある事例として、「個別情報」の入力が完了していない、添付ファイルを添付していないなどがあります。(マニュアル内『個別情報の入力』『添付ファイルの登録』をご参照ください)

【建設工事】

- ① 入力項目の「審査基準日」は何を入力すればよいか?
 - ⇒今回、提出する「経営事項審査結果通知書」の審査基準日を入力してください。
- ② 入力項目の「建設業全体の過去2箇年平均実績高」は何を入力したらよいか? ⇒今回、提出する「経営事項審査結果通知書」の完成工事高の2年平均の合計金額を入力 してください。(3か年となっている事業者様は3か年の金額を入力してください。)
- ③ 許可番号はどのように入力したらよいか?
 - ⇒経営事項審査結果通知書の上段に記載のある大臣許可 00-000000 又は知事許可 40 (都道府県番号) -000000 の許可番号を一(ハイフン)を除いた 8 桁を入力してください。 (例 国土交通大臣 許可 00-123456 号 → 00123456)

【測量・建設コンサルタント等】

- ① 添付ファイルについて「現況報告書」が提出必須となっていますが、建築士事務所や司 法書士など現況報告書が出せない業種はどうしたらよいですか?
 - ⇒現在、必須項目を削除するようシステム業者に依頼をかけております。
 - なお、現段階で申請をされる際は「現況報告書は提出対象外」と記載したもの(様式は任意)を添付していただくようお願いいたします。 12/11 システムを改修しました。